

ジェネリック医薬品を利用して、医療費を節約しましょう!

ジェネリック医薬品とは、**新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品のことです。**

1. 従来のお薬と変わらない安全性

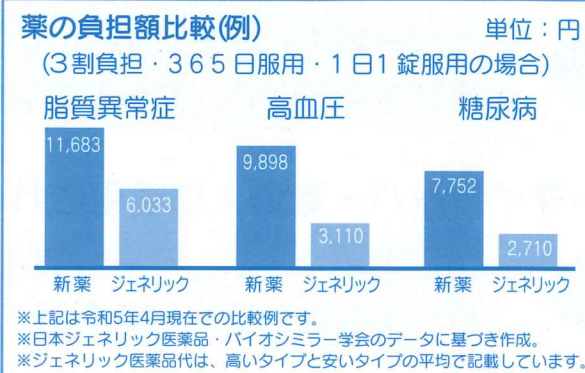
ジェネリック医薬品は、新薬と同様の国の厳しい審査基準を満たしているため、安心してご利用いただけます。

2. 利用しやすい価格

開発コストがかからない分、新薬と同じ有効成分、同等の効き目ですが、安い価格で提供されています。

3. さらに服用しやすく

ジェネリック医薬品の中には、新薬よりも形状が小さくなった、苦味を抑えて飲みやすくなった、目印を付けて間違いにくくなった等、服用しやすく改良されているものがあり、より利用しやすくなっています。



- ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証の更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封して送付していますので、保険証やお薬手帳にあらかじめ貼ってご活用ください。
- ジェネリック医薬品の利用にあたっては、医師・薬剤師にご相談ください。

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113

国保加入者で人間ドックを受診される方へ

検査結果を八代市へ提出すると、報奨金6,000円が交付されます

1. 対象となる方

※下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・人間ドック受診日において、国保の資格を有し満40歳以上75歳未満の方
- ・令和5年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方
- ※八代市の特定健診項目を満たしているものに限り、
- ※八代市が実施した特定健診を受診された方及び、令和5年2月に募集した人間ドック助成事業を使用し受診された方は対象外となります。



2. 手続きに必要なもの

- ・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、認印、通帳(人間ドックを受診された方のもの)

●受付：国保ねんきん課医療給付係、保健センター、鏡保健センター、各支所地域振興課

【注意点】・申請は、同一年度に1人あたり1回
・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで(令和6年2月以降に受診される方は、できるだけ4月末までに申請をお願いします。)

※この事業は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導の実施に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、ご提供いただいた情報は、それらの目的以外には利用しません。

*医療給付係(7-③番窓口) ☎33-4113
*八代市保健センター ☎32-7200
*八代市鏡保健センター ☎52-5277

令和5年度の国民健康保険税について

主な変更点

●課税限度額の一部引き上げ(地方税法の改正)

基礎課税額の課税限度額	65万円(据置き)
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	20万円→22万円
介護納付金課税額の課税限度額	17万円(据置き)

●国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(地方税法の改正)

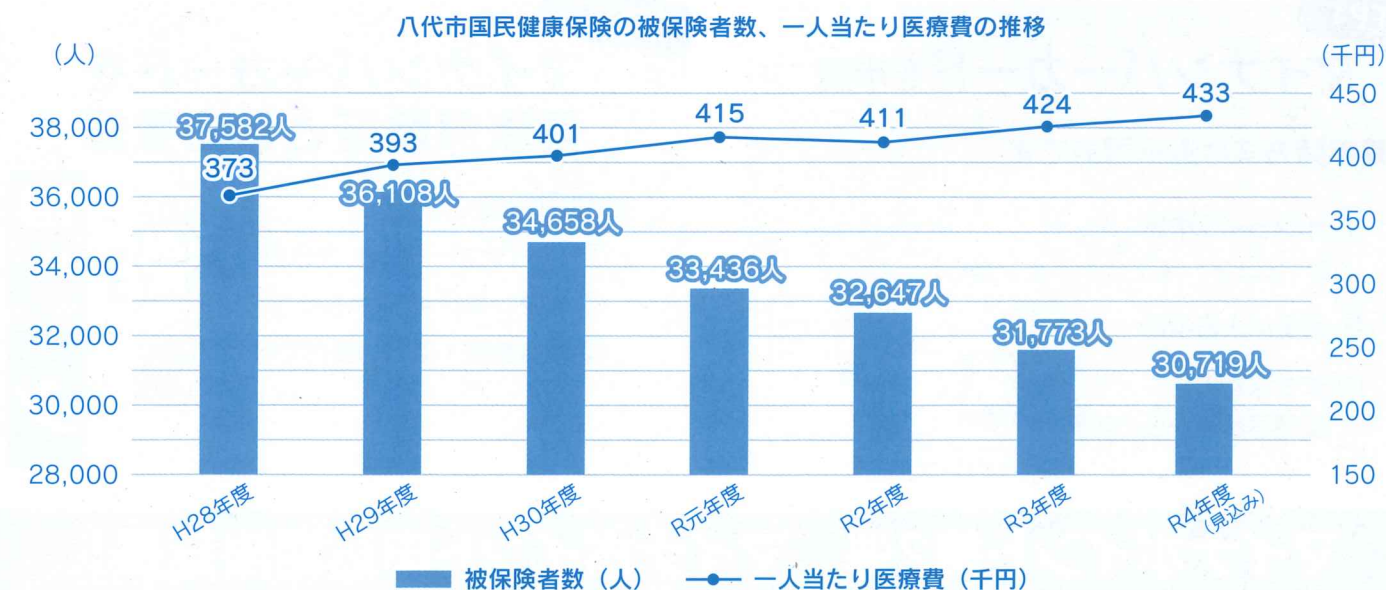
経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置(世帯の所得に応じて、均等割と平等割を7割・5割・2割軽減)に不利益が生じないように、次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。

	改正前	改正後
7割軽減基準額	43万円+10万円 ×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+10万円 ×(給与及び年金所得者の数-1)
5割軽減基準額	43万円+(28万5千円×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+(29万円×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)
2割軽減基準額	43万円+(52万×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)	43万円+(53.5万円×被保険者数) +10万円×(給与及び年金所得者の数-1)

令和5年度の保険税率を据え置きます

本市の国民健康保険特別会計においては、国民健康保険被保険者数の減少による、保険税収入の減少が見込まれるとともに、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

また、コロナ禍以後の医療費の状況が不透明な現状から、令和5年度は国民健康保険の保険税率を据え置くことといたしました。



※R2年度の一人当たり医療費の減少は、新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響したためと思われます。

*保険税係(7-④番窓口) ☎33-4113

健康保険証をお使いの皆さまへ



「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください!

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。
※なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

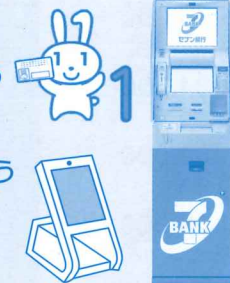


STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナポイント第2弾 マイナポイント申込期限延長!



マイナポイントの申請期限は2023年9月末です。
2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です。

マイナンバーカードは安全です!



マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安...

▶ マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません!



マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない...

▶ 万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です!



マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い...

▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません!

2024(令和6)年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合は?

- 2024(令和6)年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか?

- 2024(令和6)年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。

※有効期限が2025(令和7)年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です!



厚生労働省
ホームページ

※厚生労働省HPでもご利用可能な医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL:0120-95-0178